

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会

令和8年8月21日(金)

8月の担当：北海道運輸局

タイトル		登壇者	時間
1	開会のご案内	• トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分
2	国土交通省からのお知らせ	• 盛崎 圭亮 国土交通省トラック・物流荷主特別対策室	5分
3	輸送効率化事例のご紹介 (魚活ボックス活用)	• 塩崎 啓雄 様 日建リース工業株式会社 水産営業部	20分
4	公認会計士から見た 物流業界について	• 片山 一俊 様 日本公認会計士協会中国会 会長	30分
5	法制度に関するQ&A	• 村上 佐智子 北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課	20分
6	閉会のご案内	• トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分

開会のご案内

本説明会は、以下について、
制度・支援策の周知と関係者間の理解促進を目的としています。

1

物流2024年問題の背景・政策

(ドライバーの残業上限規制や働き方改革等がなぜ必要なのか、背景と実施政策を説明)

2

国交省、関係省庁からのトピック

(各省報道発表関係資料から参加者の関心に合う情報を提供)

3

参加者の問題意識、取組みについて共有

(参考になる同種事業者の好事例、失敗例も紹介)

4

物流効率化に向けた取組み事例紹介

5

トラック・物流Gメンの活動について

国土交通省からのお知らせ・ご案内

最近のトピック(国土交通省報道発表等)

最近のトピック一覧(オンライン説明会8月期)

NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	令和8年7月14日	第1回「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を開催します ～「適正原価」の設定に向けた議論をスタート～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000357.html	
2	令和8年7月13日	「自動運転トラック実装支援事業」の二次公募開始	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001026.html	
3	令和8年7月29日	「ラストマイル配送効率化促進事業」(補助事業)の二次公募開始 ～ラストマイル配送の持続可能な提供に関する取組を支援します～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001032.html	
4	令和8年8月7日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金(共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業)の3次公募開始について	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001036.html	
5	令和8年7月28日	事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～	https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002013883.pdf	
6	令和8年7月31日	「日々の運転状況の把握」及び「法令遵守にかかる指導監督」の重要性 ～大型トラックの衝突事故から得た教訓～	https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002014106.pdf	
7	令和8年4月13日 (受付開始)	働き方改革推進支援助成金(取引環境改善コース)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273_torihikikannkyou.html	
8	令和8年8月17日	輸送効率化を通じた更なる省エネ化に必要なシステムや車両に対する導入補助の3次公募を開始します! ～令和8年度「トラック輸送省エネ化推進事業」～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000358.html	

概要

- 令和7年6月に成立・公布した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から3年以内に施行することとされているところ。
- これを受け、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を立ち上げ、「適正原価」の適切な設定に向けた論点整理と方向性について、議論を行う。

構成員

令和8年7月時点

委員

【学識経験者】

- ・山内 弘隆 一橋大学名誉教授（座長）
- ・大島 弘明 流通経済大学流通情報学部教授
- ・首藤 若菜 立教大学経済学部教授
- ・西成 活裕 東京大学大学院工学系研究科教授
- ・二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授
- ・矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

【行政】

- ・岡野まさ子 国土交通省大臣官房総括審議官兼物流統括調整官
- ・木村 大 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車）
- ・高橋 一郎 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長
- ・浅井 俊隆 経済産業省大臣官房審議官（商務・サービス担当）

専門委員

- ・（公社）全日本トラック協会
- ・全日本運輸産業労働組合連合会
- ・全国交通運輸労働組合総連合

オブザーバー

【行政】

- ・田邊 貴紀 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
- ・川口 俊徳 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・小高 篤志 中小企業庁事業環境部取引課長

【関係団体】

- ・（公社）全国通運連盟
- ・（一社）日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
- ・全国農業協同組合中央会

今後の進め方（想定）

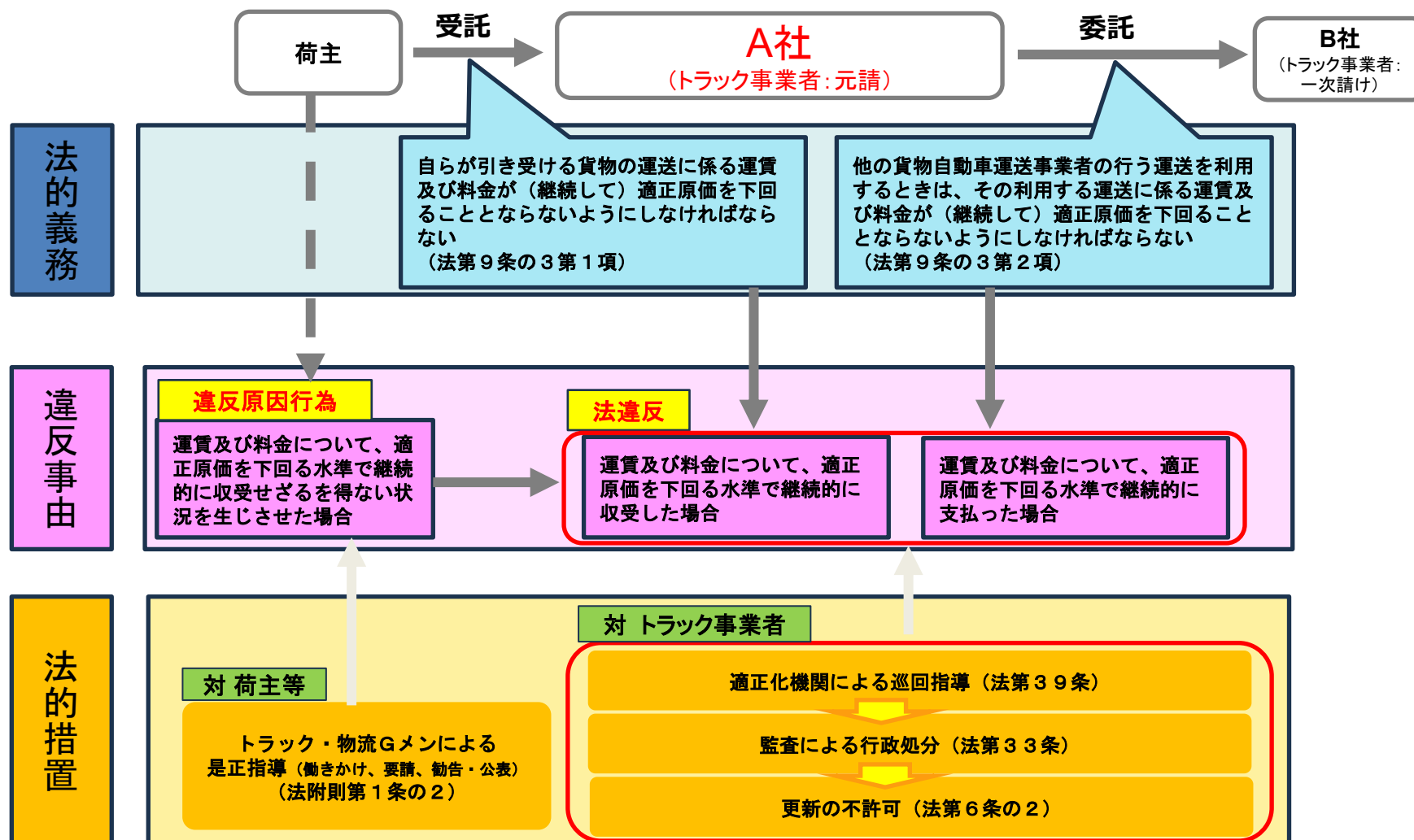
- 第1回検討会を7月17日に開催。その後は月1回の頻度で関係者ヒアリングや論点整理等を行い、年内を目途に提言とりまとめ。
- 提言を踏まえ、物流政策推進会議、運輸審議会を経て、「適正原価」を告示

提言のイメージ

- ・「適正原価」に関する基本的な考え方（適正原価の目的、定義・位置付けや制度設計等）
- ・「適正原価」の構成要素及び算出の枠組み
- ※「適正原価」の具体的な金額については議論しないことを想定

No.1 「適正原価」に関する規定の全体像

- トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を下回らないことを確保しなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者であるA社に着目した場合における法的義務や違反時の法的措置等は以下のとおり。



令和 8 年 7 月 13 日
物流・自動車局物流政策課

「自動運転トラック実装支援事業」(補助事業)の二次公募開始 ～自動運転技術を活用した持続可能な物流サービスの構築を支援します～

自動運転トラックの導入やそれに対応した物流拠点の整備とシステム構築、初年度の運行等、高速道路における自動運転トラックを活用した貨物運送の早期の社会実装に向けた取組について支援する「自動運転トラック実装支援事業」の二次公募を開始します。

1. 事業概要

(1) 補助対象事業者

物流事業者(貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者、倉庫事業者)や不動産事業者及び自動運転関連の技術開発を行う民間事業者、それらの事業者によるコンソーシアム

(2) 補助対象経費

事業内容	補助対象経費	補助額上限
① 自動運転車両の導入	車両購入費や部品費、架装費など自動運転車両の導入に係る費用	100 百万円※1
② 自動運転車両に対応した物流拠点整備・改修	駐車スペースやトラックバースの造成・舗装など、物流拠点の整備・改修に係る費用	100 百万円※2
③ 自動運転車両に対応した物流システム構築・改修	1 対多運行、混在交通、自動荷役機器等との連携に対応した運行システム等の構築・改修に係る費用	15 百万円
④ 自動運転車両の社会実装に向けた初年度の運行	燃料代や高速道路料金、また L2 運行時のドライバー人件費や積替え時の荷役に係る費用など、初年度の運行に係る費用※3	30 百万円

※1：車両 1 台あたりの上限額は 50 百万円とし、2 台が上限となります。

※2：1 拠点あたりの上限額は 50 百万円とし、2 拠点が上限となります。

※3：過年度の同事業とルート及び車両の重複が認められる場合は、補助対象外となる場合があります。

2. 公募の詳細・申請様式等について

公募の詳細や申請様式等については、自動運転トラック実装支援事業特設ページ(下記 URL)に掲載の公募要領等をご確認ください。

特設ページ：

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2026/autonomous-truck-implementation2606.html>

3. スケジュール

公募期間

令和 8 年 7 月 13 日(月)～8 月 7 日(金)12 時まで(必着)

※補助対象事業者への交付決定は 8 月末頃を予定

事業期間

交付決定日～令和 9 年 2 月 26 日(金)

4. 本公募に関する問い合わせ

自動運転トラック実装支援事業費補助金 事務局：

PwC コンサルティング合同会社(執行団体)

メール：jp_cons_adtruck2026@pwc.com(■を@に置き換えてください)

受付時間：9 時 15 分～17 時 15 分/月～金(祝日除く)

【問い合わせ先】

物流・自動車局 物流政策課 内田、小安、森

代表：03-5253-8111(内線 41-853、41-854、41-855) 直通：03-5253-8801

事業目的

- 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保。

事業概要

- 荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負担の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用などを図る先進的な取組を支援する。

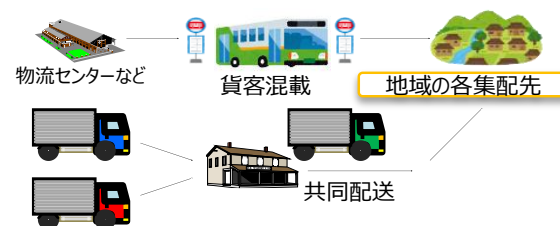
① 物流を支える地域の受取拠点の整備

- 地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局等で受け渡すことができる拠点の整備等を支援



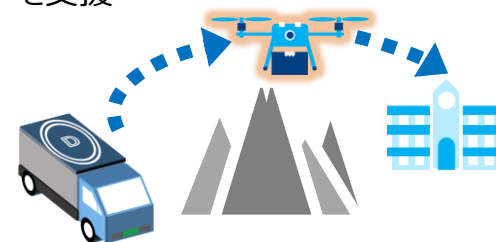
② 過疎地域等での貨客混載・共同配送

- 地域の輸送資源を最大限活用するための貨客混載、共同配送等に取り組む際の資機材の導入や集配拠点の整備等を支援



③ ドローン等の新たな輸送手段の活用

- 共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完する配送手段としてドローン等を活用する際の配送拠点の整備等を支援



地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準の維持とラストマイル配送の持続可能な提供の確保を実現

補助対象・補助率等

- 補助対象：ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等
- 補助率等：補助率1/2以内（1件当たり最大2,000万円程度）

中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金
(共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業)



物流データ標準化による効率化を検討されている 荷主企業・物流事業者等 から成る協議会の方々へ

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される協議会

<協議会の構成>

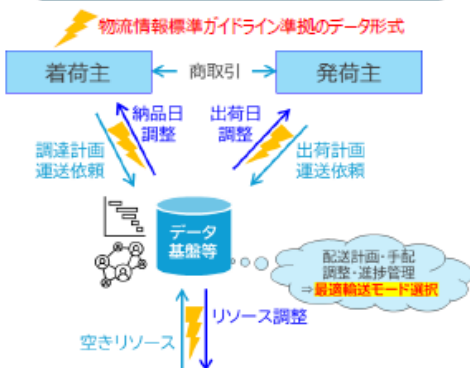
- ・荷主企業2社以上(必須)
- ・物流事業者(貨物運送事業者、倉庫業者等)
- ・その他物流に係る関係者(物流システム事業者等)

補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準ガイドライン」を活用したデータ連携を行うことで、共同輸配送、帰り荷確保、保管・輸送経路の最適化等の物流効率化に取り組む実証事業

※ 補助対象経費については、2ページ目に記載のとおり

取組イメージ例



補助率

補助対象経費の

1/2 以内で交付
(上限あり)

1協議会あたりの補助金上限額は
4千万円となります。
※ 予算規模1億円

申請受付期間

【3次公募】

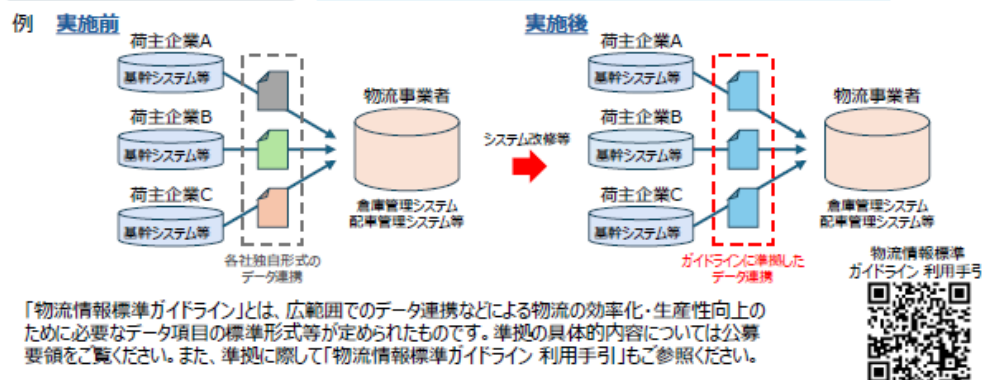
令和8年8月7日(金) 14時～
同年9月18日(金) 17時 必着

事業実施期間

交付決定日から
令和9年2月19日(金)まで

事業の要件

物流情報標準ガイドラインへの準拠



「物流情報標準ガイドライン」とは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なデータ項目の標準形式等が定められたものです。準拠の具体的な内容については公募要領をご覧ください。また、準拠に際して「物流情報標準ガイドライン 利用手引」もご参照ください。

補助対象経費

- ・物流情報標準ガイドラインに準拠した各種システムの導入・改修、クラウドサービスの利用等にかかる費用
- ・その他、共同物流の実施に際して要する費用のうち事務局が認めた費用(例：共同物流運賃、共同倉庫利用料等)

※ 上記に関連する費用でも、内容によって対象とならない場合がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL : <https://meet.jmac.co.jp/datarenkei-r8>

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



専用ホームページ
QRコード



お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング
物流データ連携促進支援事務局
✉ datarenkei-jigyo2026@jmac.co.jp

自動車運送事業者の安全対策補助金

1. 自動車運送事業の安全総合対策事業

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和9年1月29日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業あたり
運行管理の高度化に対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①デジタル式運行管理記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー ③デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付き一体型を含む) ※機器ごとに上限金額あり	80万円(1/3) ※条件により補助上限額120万円となる場合や補助率1/2となる場合がございます。 詳細はPにてご確認ください。
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器(IT点呼機器) ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転手の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転手の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器 ※一部機器ごとに上限金額あり	80万円(1/2)
健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援	自動車運送事業者	以下の検査を事業用自動車の運転手に実施する事業に要する経費 ①睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査 ②脳MRI検査(頭部MRI検査、MRA検査) ③心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査(腹部エコー検査) ④眼科検査(検査内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る)	50万円(1/2)

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和8年12月25日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業あたり
社内安全教育の実施に対する支援	自動車運送事業者	以下の外部教育を導入する事業に要する経費 ①事故防止コンサルティングの活用事業 ②貸切バス運転者の研修事業	▼①の場合 100万円(1/3) ▼②の場合 50万円(1/2)

補助対象期間※支援策共通 令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

申請フロー&よくあるご質問は裏面をご覧ください▶▶▶

1. 自動車運送事業の安全総合対策事業

申請の流れ

運行管理の高度化
に対する支援過労運転防止のための
先進的な取り組みに対する支援健康起因事故防止を推進するための
取り組みに対する支援

補助金受領まで3ステップ!

交付決定兼額確定

交付

STEP.1
事業実施・補助対象となる機器を建設し導入
・補助対象となる研修を実施
※各年度無により異なるSTEP.2
交付申請兼
実績報告STEP.3
請求申請補助金
受領

社内安全教育の実施に対する支援

どちらのパターンも申請可能!

補助金受領まで4ステップ!

交付決定

額確定

交付

パターンA

STEP.1
事業実施

・補助対象となる研修を実施

STEP.2
交付申請

※令和8年12月25日(金)17時

STEP.3
実績報告STEP.4
請求申請補助金
受領

交付決定

額確定

交付

パターンB

STEP.1
交付申請

※令和8年12月25日(金)17時

STEP.2
事業実施

・補助対象となる研修を実施

STEP.3
実績報告STEP.4
請求申請補助金
受領

よくあるご質問

Q1. どのように申請したらよいですか?

A 令和8年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページの申請システムで申請していただけます。

Q2. 予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか?(予算がなくなったら終了ですか?)

A 予算の消化率が90%を超えた場合、ホームページ上での予算消化率の表示を、受付終了間近である旨を示す表示に切り替えます。予算額の超過が発生した場合は、TOPPANの判断により申請受付を締め切ります。

補助金ホームページでよくある質問を公開しております。詳しくはホームページよりご確認ください。

お問合せ先

03-4446-4346

受付時間 9:00～18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。(通話料がかかります)

恐れ入りますが、一度かけて繋がらない場合は時間をずらしておかけいただくようお願いいたします。

本補助金事業は、国土交通省より採択され同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。



大型トラックの衝突事故

事故概要

令和6年 5月6日 16時15分ごろ 群馬県伊勢崎市

群馬県伊勢崎市の国道17号上武道路において、大型トラックが片側2車線の第2車両通行帯を、法定速度（60km/h）を大幅に超える約90km/hで走行中、中央分離帯を乗り越え、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突し、さらにその後方の乗用車に衝突した。

事故により最初に衝突した乗用車に乗車していた3名全員が死亡し、後方の乗用車の運転者が軽傷を負った。

事故時大型トラックの運転者は、酒気帯び運転の基準値を超えるアルコールを体内に保有していた。



原因① ～運転者～

事故直前、アルコールの影響により感情のコントロールができず、急に前方に割り込んだ車両に憤慨し、事故地点交差点を右折する別車両を割り込み車両と誤認し、90km/hを超える高速でハンドルを右に操作したことで、車両の制御を失い、中央分離帯に接触し、乗り越えた。

始業点呼時のアルコール検査で検出されないように、始業点呼後に飲酒をしたと推定される。事故前にも常習的に飲酒運転を繰り返していたと考えられ、法令遵守の意識が低い状態であった。



事故車両

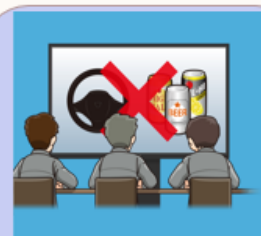
原因② ～事業者～

安全優先、法令遵守の企業姿勢を事業者内全体に示すことが出来ていなかった。

適性診断による運転特性の把握、定期的な安全運行に関する指導監督が適正に行われていなかった。

再発防止策

～二度と同じ事故を
起こさない為に～



飲酒運転の根絶の姿勢を
事業者がしっかりと示す

飲酒運転根絶の取り組み

- ☆事業者の飲酒運転根絶の決意と姿勢を示し、飲酒運転をしない・させない企業風土を構築する。
- ☆「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル※1」を活用し、正確な情報を理解し浸透させる。
- ☆重大な死亡事故につながる飲酒運転の危険性を、事故事例や統計データを使用して理解させる。
- ☆運行途中での長時間の休憩取得後等には、携帯型アルコール検知器を使用した確認を行う。
- ☆「アルコール使用障害スクリーニングテスト（AUDIT）※2」等のアルコール依存症スクリーニング検査による飲酒習慣の確認を行う。



携帯型アルコール検知器を使用
した確認を徹底化する

※1【自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/dunk_driving_prevention_manual.pdf

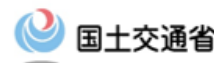
※2【アルコール使用障害スクリーニングテスト（AUDIT）】
<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/>



事業用自動車事故調査委員会

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jidosha/anzenreport.html>

各分野の専門員から構成された事業用自動車事故調査委員会では、社会的影響の大きな重大事故の調査分析を行っています。
過去の調査報告書を公表していますので、ホームページをご覧ください。



発着荷主及び倉庫事業者等が取引相手となる運送事業者を含めた集団を構成し、トラック予約システムやハンドリフトの導入等によって、運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行って一定の成果を上げた場合、その取組に要した費用を助成する。

申請スキーム

荷主集団等

発着荷主・倉庫事業者

運送事業者

- ▶ 3社以上で構成されている
- ▶ 「発着荷主・倉庫事業者」と「運送事業者」が、それぞれ1社以上構成員に含まれている
 - 荷主＋倉庫＋運送、倉庫＋運送＋運送
 - × 運送＋運送＋運送、荷主＋倉庫＋倉庫
- ▶ 運送事業者の1/2超は中小企業事業主 など



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

申請事例(想定)



荷受け時間を事前に予約できるトラック予約システムを導入。荷主集団等の構成員である運送事業者を含めて活用した結果、荷待ち時間が減った。

今まで人力で行っていた荷役作業に活用できるハンドリフトを導入。荷役作業の効率化につながった。



申請の流れ

交付申請

荷主集団等 が事業実施計画を作成

改善事業

+

成果目標

〔申請期限〕 令和8年11月30日(月)PM5:00必着

事業実施

改善事業

を実施 →

成果目標

を達成

〔実施期限〕 令和9年2月14日(日)

支給申請

助成対象経費

の範囲内で助成金を支給

〔申請期限〕 事業実施予定期間終了から30日後
または
令和9年2月26日(金)のいずれか早い日 必着

〔助成額〕

① 対象経費の合計額 または ② 上限額:100万円
のうち、いずれか低い方の金額

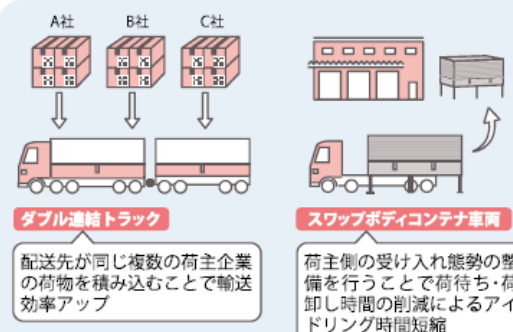
令和8年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

ダブル連結トラック・ スワップボディコンテナ車両の活用 を検討されている皆様への補助

補助対象車両・荷主連携イメージ



- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トン・キロあたりの燃料削減率)10%以上の計画立案と達成が条件です。



で囲われている車両が補助対象です。

補助金申請前に必ず公募要領等をご確認下さい!!

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL:050-5367-3057 【受付時間】平日10:00~17:00
(12~13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail: truck_hojokin@08.pacific-hojo.jp

H P: https://www.pacific-hojo.jp/



補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車 運送事業者	第二種貨物利用 運送事業者	自家用トラック 事業者	荷主等	リース 事業者
車両動態管理システム+予約受付 システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり ^{※2}
予約受付システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
ASNシステム		
受注情報事前確認システム		
パレット等管理システム		
パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額 (1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額 (1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (荷台は上限3基/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。

※2:優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。

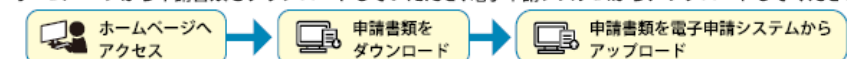
※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)

※4:トン・キロあたりの燃料削減率の計画値は10.0%以上とする。

交付決定前の令和8年4月30日以降に新車登録された車両も補助対象となりました!

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
3次	令和8年8月31日(月) 10:00	令和8年9月9日(水) 16:00	令和8年12月18日(金)

・高輸送効率車両の導入に限っては、交付決定前であっても令和8年4月30日以降に新車登録された車両も補助対象となります。

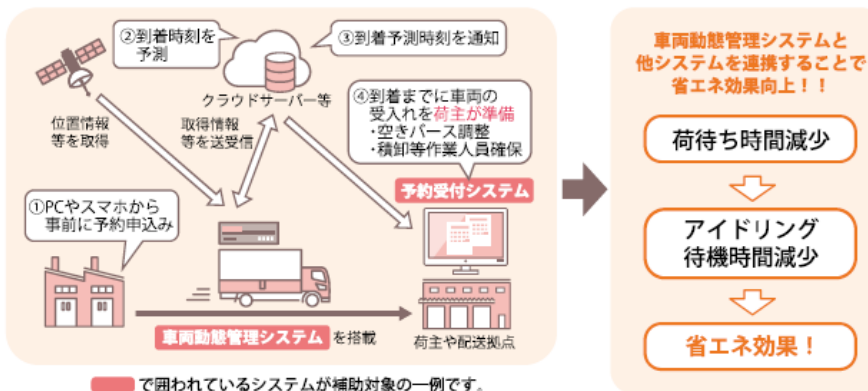
・事業完了期限までに取組内容及省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

令和8年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

車両動態管理システムの活用 を検討されている皆様への補助

補助対象システム・荷主連携イメージ

- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トン・キロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



補助金申請前に必ず公募要領等をご確認下さい!!

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL:050-5367-3057 【受付時間】平日10:00~17:00
(12~13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail: truck_hojokin@08.pacific-hojo.jp

H P: https://www.pacific-hojo.jp/



補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者	自家用トラック事業者	荷主等	リース事業者
車両動態管理システム+予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり ^{※2}
予約受付システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
ASNシステム		
受注情報事前確認システム		
パレット等管理システム		
パレットタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内)	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内)	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (荷台は上限3基/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。

※2:優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。

※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)

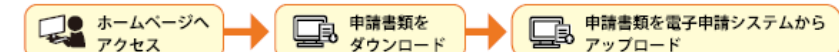
車両動態管理システムの申請においては、

予約受付システム等や配車計画システムとの連携が必須になります!

※既に導入済みのシステムやデジタコにオプションとして追加可能なシステムとの連携も可能!!

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
3次	令和8年8月31日(月) 10:00	令和8年9月9日(水) 16:00	令和8年12月18日(金)

・発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。

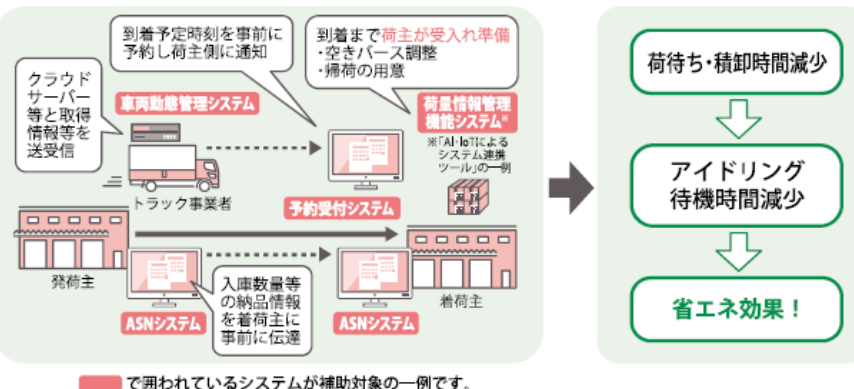
・事業完了期限までに取組内容及び省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

令和8年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

予約受付システム等・ 配車計画システムの活用 を検討されている皆様への補助

補助対象システム・荷主連携イメージ

- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トン・キロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



補助金申請前に必ず公募要領等をご確認下さい！

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL:050-5367-3057 【受付時間】平日10:00～17:00
(12～13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail: truck_hojokin@08.pacific-hojo.jp

H P: https://www.pacific-hojo.jp/



補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○: 単独申請・共同申請とも可 △: 共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者	自家用トラック事業者	荷主等	リース事業者
車両動態管理システム+予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の繰上措置あり ^{※2}
予約受付システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
ASNシステム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
受注情報事前確認システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
パレット等管理システム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
AI・IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (荷台は上限3基/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。

※2: 優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。

※3: 予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)

※4: トン・キロあたりの燃料削減率の計画値は10.0%以上とする。

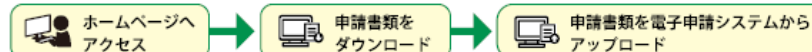
荷主等による単独の申請が可能です！

※車両動態管理システムとの連携は必須ではありません。

～令和7年度より～補助対象となるパレタイズシステムの定義に、「パレット又はトラック荷台への積み付け計画システム及び自動積み込みシステム」が追加されました！

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
3次	令和8年8月31日(月) 10:00	令和8年9月9日(水) 16:00	令和8年12月18日(金)

・発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。

・事業完了期限までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

輸送効率化事例のご紹介 (魚活ボックス活用)

公認会計士から見た 物流業界について

法制度に関するQ&A

1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.荷待ち・荷役時間について

1. 物流効率化法 質疑応答 ①-1

Q1-1.国の目標は、「2028年度までに1運行当たりの荷待ち・荷役時間を2時間以内とする」と理解しているが、この場合の「2028年度まで」とは、2029年3月末までを指すとの認識で問題ないか。

A.ご認識のとおりです。

1. 物流効率化法 質疑応答 ①-1

《参考》

●目標 1

トラックドライバー1人当たり
年間125時間の拘束時間の短縮

* 1運行の荷待ち時間・荷役等時間を2時間以内、
1回の受渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を1時間以内

●目標2

全体の車両で積載効率44%に増加

* 5割の車両で積載効率50%を実現

1. 物流効率化法 質疑応答 ①-2

Q1-2.積載率向上と荷役時間削減が相反する内容だが、どちらを優先して取り組むべきか指針はあるか。

A.物流効率化法の基本方針では、荷待ち・荷役等時間の短縮及び積載率の向上の双方を、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化を図るための重要な目標として位置付けています。

どのように荷待ち・荷役時間の短縮や積載効率の向上を行うか、どの物流課題からアプローチを行うかを検討を進めていただきたいと考えます。

Q1-3.寄託倉庫も荷主としての荷待ち時間等の管理対象施設となるのか。

A.荷役等時間は次に掲げる施設におけるものとされています。

①当該荷主が管理する施設

（荷主が所有又は賃借する施設をいう。3 P L を含む物流事業者にその施設の運営等を委託しているものを含む。）

②当該荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

寄託倉庫も、寄託者が荷主として荷待ち時間等の短縮に努めるべき対象施設に含まれます（同時に倉庫業者にも当該倉庫における荷待ち時間等短縮の努力義務が課せられています）。また、荷主が寄託倉庫において受渡しを行う貨物も、荷主としての取扱貨物重量に算定されます。

1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.特定事業者について

1. 物流効率化法 質疑応答 ②-1

Q2-1.本年4月に特定事業者の申請を行い、指定通知を受領したが、そこには指定に対して”この処分に対して異議のある場合云々”とある。特定荷主の指定は”処分”なのか。

A.特定事業者は、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任及び定期の報告に係る義務を負うこととなります。したがって、特定事業者の指定行為は、特定事業者を名宛人として、直接義務を課す不利益処分に該当します。

Q2-2.特定事業者の届出後の審査状況、指定通知の流れはどうなっているのか。また届出件数や指定状況はどの程度なのか。

A.特定事業者の届出があり次第、担当省庁にて審査を行い、審査完了次第通知をさせていただきます。
また、7月29日時点で、荷主は約3,300者、トラック事業者は約900者、倉庫事業者は約60者から特定事業者の届出がございました。7月29日時点で、荷主は約3,100者、トラック事業者は約770者、倉庫事業者は約60者に指定を行っております。

1. 物流効率化法 質疑応答 ②-3

Q2-3.特定事業者として指定するための届出をしていない事業者が現在行うべき必要な対応について教えてください。

A.届出をしていない事業者につきましても、特定荷主の該当性を確認された上で、特定荷主であることが分かり次第、速やかに届出を行ってください。

Q.書面交付時の運賃と料金区分の記載について

2. 改正トラック法 質疑応答 ①

Q1. 運送契約締結時の交付書面には、運賃、荷役作業、附帯業務等の料金を分けて記載する必要がありますか。

A. 運賃と、荷役作業・附帯業務等の料金は、原則として区分して記載する必要があります。

積込み・取卸し、待機、検品、仕分け等を依頼する場合は、その内容と対価を明確にし、運賃とは別建てで書面に記載してください。また、待機時間料等が発生する場合も、その取扱いを明確にしてください。

Q.宅配便利用時の書面交付について

Q2.事業者が宅配便を利用する場合、送り状のほかに、別途「運送申込書」を作成する必要がありますか。

A.事業者が自らの事業に関して宅配便を利用する場合も、貨物自動車運送事業法に基づく書面交付義務の対象となります。

ただし、書面の名称や様式は問われないため、送り状等に法定事項が記載され、法令上必要な方法で交付されていれば、別途、運送申込書を作成する必要はありません。

Q.特積み輸送における荷役作業の対価について

Q3.特積み輸送で荷役作業を継続的に委託する場合、 運送の都度、その対価を記載する必要がありますか。

A.荷役作業を委託する場合は、その内容と対価を双方で協議し、書面で明確にする必要があります。
同一の条件で継続的に委託する場合は、基本契約書、覚書、料金表等に荷役作業の内容、対価又は算定方法を定め、個々の運送依頼と明確に関連付けることにより、運送の都度、対価を記載し直さなくても差し支えありません。

Q.物流子会社と再委託の請負階層等について

2. 改正トラック法 質疑応答 ④

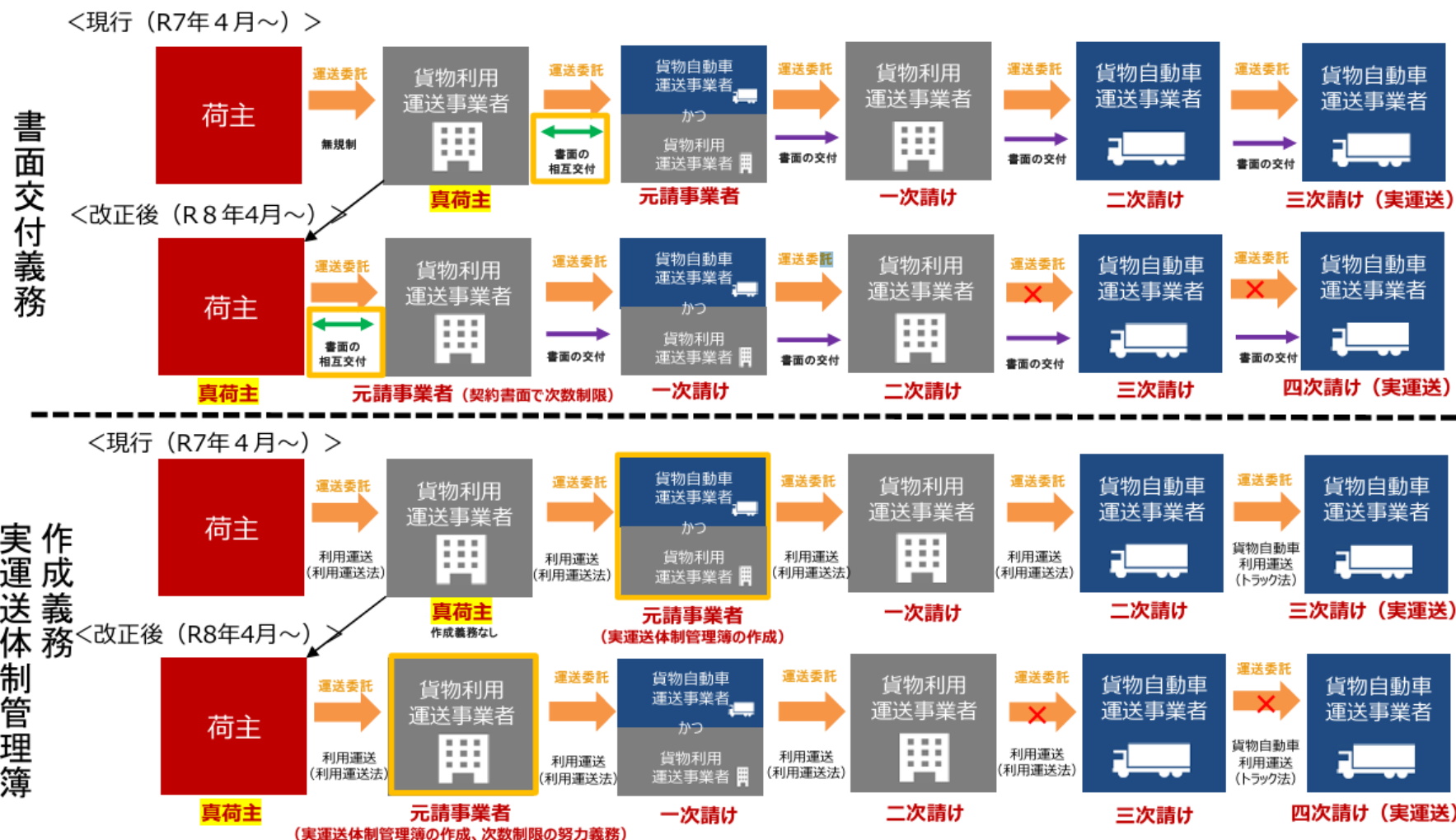
Q4.メーカーが物流子会社（貨物利用運送事業者）に運送を委託する場合、請負階層はどのように数えますか。また、二次請けまでとする努力義務は、親子会社間でも同様ですか。

A.メーカーの物流子会社が貨物利用運送事業者である場合において、当該物流子会社に運送を委託するときは、当該メーカーを真荷主、当該物流子会社を元請事業者として取り扱います。そして、物流子会社の委託先が一次請け、一次請けの委託先が二次請けとなります。物流子会社がメーカーの物流業務全般を担っている場合や、両社に資本関係がある場合でも、この考え方は変わりません。

2. 改正トラック法 質疑応答 ④

➤ (R8.4.1施行) トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「真荷主」の定義が変更されました。具体的には、真荷主の範囲から、貨物自動車運送事業者に加えて、貨物利用運送事業者も除外されました。

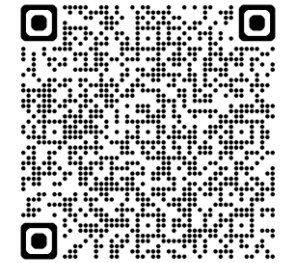


閉会のご案内

【事後アンケートへのご協力をお願い】 所要時間:3分～

以下リンクから、簡単なアンケートにご協力ください。
次回以降に視聴したい内容や、法制度に関する質問を投稿することも可能です。
メールアドレスをご登録いただくと、次回の開催情報をお届けいたします。

[トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会 - フォームに記入する](#)



こちらからもアクセス可能です。

【目安箱のご紹介】

国土交通省では、「トラック・物流Gメン」が、悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行っています。
荷主・元請事業者等による違反原因行為にお困りの場合や荷主等の無許可経営等原因行為の情報がございましたら、目安箱へお寄せください。

[自動車:荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省](#)

本オンライン説明会は毎月1回開催しています。

次回は、**東北運輸局** が **9/14(月)** に開催します。

次回も是非ご参加ください。ご清聴ありがとうございました。